

伊 勢 市 公 報

第 335 号
令和元年 10 月 21 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	2
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例	7
○ 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例	23
○ 伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例	27
○ 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	38
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	40
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	43
○ 伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例	45
規 則	
○ 伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則	48
○ 伊勢市子育て支援センター条例施行規則	50
○ 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	57
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	59
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院当直規程の一部を改正する規程	61
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	63
告 示	
○ 指定居宅介護支援事業の廃止について	65
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	66
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	68
選挙管理委員会告示	
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿関係 ・ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所について	70
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	71
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	72
○ 公売公告兼見積価額公告	73
○ 公売公告兼見積価額公告	80

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに
公布する。

令和元年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第16号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年伊勢市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第28条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第3項中「(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)」を削る。

第36条第5項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

附則第13項の見出し中「平成32年3月」を「令和2年3月」に改め、

同項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則第14項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条第6項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第7項中「受けることができる者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」

を削る。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(伊勢市消防団条例の一部改正)

第8条 伊勢市消防団条例（平成17年伊勢市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第6条第2項第2号中「又は第2号のいずれか」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第2条中伊勢市職員給与条例附則第13項の改正規定、第3条中伊勢市職員退職手当支給条例附則第14項の改正規定及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

(伊勢市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例第25条第1項及び第4項、第26条第2号（同条例第28条第5項及び第36条第6

項において準用する場合を含む。)、第28条第1項、第2項第1号及び第3項並びに第36条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(伊勢市消防団条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前に、第8条の規定による改正前の伊勢市消防団条例第5条第1号若しくは第6条第2項第2号の規定又は同条例に基づく規則の規定(欠格条項に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた処分その他の行為及びこれらの規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第17号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員（第3条—第10条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員（第11条—第19条）

第4章 補則（第20条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

第2章 フルタイム会計年度任用職員

(給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

(職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表のとおりとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

(号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第6条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。）第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給について準用する。この場合において、同条第7項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(地域手当等)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、給与条例の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の例により支給する。

(期末手当)

第8条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員については、当該会計年度において、前項に規定する任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなして同項の規定を適用する。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員については、第1項に規定する任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなして同項の規定を適用する。
- 4 前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、常勤職員の例による。

(退職手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員として勤務した月が引き続いて12箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続きフルタイム会計年度任用職員として勤務することとされているものについては、伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）第1条に規定する職員とみなして同条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）によ

る退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(給与の減額)

第10条 給与条例第31条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給与の減額について準用する。この場合において、同条中「第35条に規定する」とあるのは、「給与条例第35条の規定の例により算定した」と読み替えるものとする。

第3章 パートタイム会計年度任用職員

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬、地域手当に相当する報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び特殊勤務に係る報酬とする。

(基本報酬)

第12条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額(当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいう。以下同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の

額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を155で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（基本報酬の支給）

第13条 基本報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて基本報酬を支給する。
- 3 月額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの基本報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの基本報酬を支給する。
- 4 前項の規定により基本報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その基本報酬の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（地域手当に相当する報酬等）

第14条 パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び特殊勤務に係る報酬は、常勤職員の相当する手当の例により支給する。

- 2 前項の場合において、基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の額は、基本報酬を考慮して規則で定める。

(期末手当)

第15条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員については、当該会計年度において、前項に規定する任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなして同項の規定を適用する。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会

計年度任用職員については、第1項に規定する任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなして同項の規定を適用する。

- 4 前3項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、常勤職員の例による。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額により基本報酬を定める場合 第12条第1項の規定により計算して得た基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額に12を乗じて得た額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る当該パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の総数で除して得た額
- (2) 日額により基本報酬を定める場合 第12条第2項の規定により計算して得た基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額により基本報酬を定める場合 第12条第3項の規定により計算して得た基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額

(報酬の減額)

第17条 給与条例第31条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について準用する。この場合において、同条中「第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは、「伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第18条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）及び支給方法については、給与条例第13条第2項から第6項までの規定の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第19条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行するときは、その旅行に係る旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の種類、額及び支給方法については、伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の例による。

第4章 補則

（会計年度任用職員の給与の特例）

第20条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮しこれらの規定による給与により難しい職として任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、市長の承認を得て任命権者が別に定めることができる。

（給与及び報酬からの控除）

第21条 給与条例第32条の規定は、会計年度任用職員の給与から控除することができる場合について準用する。

（給与の口座振替）

第22条 給与は、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。

（退職者の給与）

第23条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第30号）第2条の2に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

（端数計算）

第24条 この条例に特別の定めがあるもののほか、この条例に規定する給与の支払に当たって、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げて計算するものとする。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（退職手当の特例）

2 第9条に規定する者以外のフルタイム会計年度任用職員の同条に規定する勤務した月が引き続いて6箇月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同条のフルタイム会計年度任用職員とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、その者に対する伊勢市職員退職手当支給条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400

19	167,200	225,000
20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400

45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000
58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	278,100
62	226,600	279,100
63	227,400	280,000
64	228,300	281,000
65	229,000	281,500
66	229,800	282,400
67	230,700	283,100
68	231,700	284,000
69	232,400	285,000
70	233,100	285,800

71	233,700	286,600
72	234,500	287,400
73	235,300	288,200
74	236,000	288,700
75	236,700	289,100
76	237,300	289,600
77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600

97	295,800
98	296,100
99	296,500
100	296,900
101	297,100
102	297,400
103	297,800
104	298,100
105	298,300
106	298,600
107	299,000
108	299,300
109	299,500
110	299,900
111	300,300
112	300,600
113	300,800
114	301,000
115	301,300
116	301,700
117	301,900
118	302,100
119	302,400
120	302,700
121	303,100
122	303,300

123		303,600
124		303,900
125		304,200

別表第2（第4条関係）

職務の級	基準となる職務
1級	1 定型的又は補助的な業務を行う職務 2 相当の知識、技術、経験等を要する業務を行う職務
2級	資格を要し、かつ、高度の知識、技術、経験等を要する業務を行う職務

伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第18号

伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例

外国語指導助手の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、伊勢市において語学指導等を行う外国人（以下「外国語指導助手」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 外国語指導助手の報酬は、月額とし、その額は、別表に定めるとおりとする。

（報酬の減額）

第3条 外国語指導助手が定められた勤務時間中に勤務しないときの報酬の減額及びその算定については、伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の適用を受ける地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の例による。

（休職者の報酬）

第4条 外国語指導助手が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第30号）第2条の2に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期

間中これに給与の全額を支給する。

- 2 地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合において、勤務できない事由が前項に定めるもの以外るときは、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(報酬の支給方法等)

第5条 前3条に定めるもののほか、報酬の支給方法等については、パートタイム会計年度任用職員の例による。

(費用弁償)

第6条 外国語指導助手が通勤に係る費用を負担するときは、その費用を費用弁償として支給する。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の支給要件、額及び支給方法については、パートタイム会計年度任用職員の例による。

第7条 外国語指導助手が公務のための旅行をするときは、その旅行に係る旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給方法については、伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の規定を準用する。

第8条 外国語指導助手が赴任する場合又は退職に伴い帰国する場合で、任命権者が特に必要と認めるときは、当該赴任又は帰国に係る旅費を費用弁償として支給することができる。

- 2 前項の規定により支給する旅費の種類、額及び支給方法については、任命権者が別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国語指導助手として任用され、施行日に引き続き本市の外国語指導助手として任用された者（任命権者が指定する者に限る。）に対する別表の規定の適用については、その者の同日における外国語指導助手としての引き続いた在職期間を同表に規定する外国語指導助手としての在職期間とみなす。

別表（第2条関係）

任用		報酬額
初年度		280,000円
再度の任用	2年目	300,000円
	3年目	325,000円
	4年目以降	330,000円

伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第19号

伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年伊勢市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成20年伊勢市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(伊勢市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年伊勢市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料の月額と暫定手当の月額との合計額」を「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）第12条に定める基本報酬の額及びこれに対する同条例第14条に定める地域手当に相当する報酬の額の合計額

(当該職員が伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年伊勢市条例第18号)第1条に規定する外国語指導助手である場合は、同条例第2条に定める報酬の額))」に改める。

(伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年伊勢市条例第216号)の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員(」の次に「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び」を加える。

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条中「市長の」を「規則で」に改める。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下このイ及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後で

ある場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1

歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の

規定に該当すること。

- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第21条各号列記以外の部分中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第22条第1項中「正規の勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「規定による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を、「職員」の次に「（非常勤職員

を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

（伊勢市職員給与条例の一部改正）

第8条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第7項中「給料期間」を「給与期間」に改める。

第38条の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤職員その他任命権者が指定する者（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「予算の範囲内で任命権者が」を「別に条例で」に改める。

（伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「要するもの」の次に「（以下「常勤職員」という。）」、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 常勤職員に支給する手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

第2条に次の2項を加える。

4 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に支給する手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当とし、同項第1号に掲げる職員に支給する手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

5 短時間勤務職員に支給する手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第3条第2項中「伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）」を「常勤職員及び短時間勤務職員にあっては伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）に規定する職員、会計年度任用職員にあっては伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年伊勢市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法」に、「(以下「職員」という)」を「(以下これらを「職員」という)」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の退職手当は、管理者が定めるところにより支給する。

第17条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「その小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは、「3歳に達するまでの子」とする。

第21条を削り、第22条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第22条 第4条から第6条まで、第8条、第15条及び第16条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年伊勢市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(臨時の職員を除く。)」及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」と

いう。)及び同法」に、「(以下「職員」という)を「(以下これらを「職員」という)に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の退職手当は、管理者が定めるところにより支給する。

第19条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「その小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは、「3歳に達するまでの子」とする。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第25条 第4条から第6条まで、第8条、第15条、第17条及び第18条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第20号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年伊勢市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項、令第8条、第9条及び第12条並びに災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第22号）第1条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和元年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第21号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第6条第2項第1号中「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第12条第1項中「第7条第1項第3号及び第6号」を「第7条第1項第3号及び第5号」に改める。

第13条第1項第3号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。)」を加える。

第14条第1号を次のように改める。

- (1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称）

第14条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和元年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第22号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第122号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第20号を第21号とし、第12号から第19号までを1号ずつ
繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 呼吸器外科

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第23号

伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例

伊勢市議会基本条例（平成29年伊勢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条―第7条」を「第2条―第8条」に、「第8条・第9条」を「第9条・第10条」に、「第10条・第11条」を「第11条・第12条」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条―第16条」を「第14条―第17条」に、「第17条」を「第18条」に、「第18条―第20条」を「第19条―第21条」に、「第21条」を「第22条」に、「第22条・第23条」を「第23条・第24条」に、「第24条・第25条」を「第25条・第26条」に改める。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

第25条を第26条とし、第24条を第25条とする。

第10章中第23条を第24条とし、同条の前に次の1条を加える。

（議会事務局）

第23条 議会は、政策立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率化を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

第22条を削る。

第9章中第21条を第22条とする。

第8章中第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第7章中第17条を第18条とする。

第6章中第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第5章中第12条を第13条とする。

第4章中第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第3章中第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第2項中「表明することができる」を「表明するとともに、会派間での合意形成に努めるものとする」に改め、第2章中同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(政策立案及び政策提言)

第6条 議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和元年 10 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第14号

伊勢市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市一時保育の実施に関する規則（平成31年伊勢市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立保育所ゆりかご園の項の次に次のように加える。

伊勢市立御菌第一保育園	月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。）	午前8時30分から午後4時30分まで	15人
-------------	---------------------	--------------------	-----

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

伊勢市子育て支援センター条例施行規則をここに公布する。

令和元年 10 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第15号

伊勢市子育て支援センター条例施行規則

伊勢市子育て支援センターきらら館条例施行規則（平成19年伊勢市規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊勢市子育て支援センター条例（令和元年伊勢市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 伊勢市子育て支援センター（以下「支援センター」という。）にセンター長又は館長その他必要な職員を置く。

（開館時間及び休館日）

第3条 支援センターの開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の申請）

第4条 条例第4条の許可を受けようとする者は、あらかじめ伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室使用許可申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

（使用の許可）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その使用目的及び内容を検討し、相当と認めたときは、伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用者の遵守事項）

第6条 前条の許可書の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 伊勢市子育て支援センターきらら館の調理実習室（以下「実習室」という。）において許可なく貼紙、文書の配布等をしないこと。
- (2) 火災防止に努めること。
- (3) 実習室を使用した後は、施設、設備又は附属器具の清掃又は整理をすること。
- (4) 支援センターを管理する職員の指示に従うこと。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年11月1日から施行する。
（伊勢市事務分掌規則の一部改正）
- 2 伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出しを「(子育て支援センター)」に改め、同条各号列記以外の部分中「伊勢市子育て支援センターきらら館条例（平成19年伊勢市条例第6号）」を「伊勢市子育て支援センター条例（令和元年伊勢市条例第10号）」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 乳児又は幼児及びその保護者の交流の場の提供その他交流の促進に関すること。
- (2) 子育てに関する相談及び指導に関すること。
- (3) 子育てに関する啓発及び学習機会の提供に関すること。
- (4) 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 子育てに関する団体の活動の支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

第27条第1項の表子育て支援センターきらら館の項中「子育て支援

センターきらら館」を「子育て支援センター」に、「館長」を「センター長、館長」に改め、同条第2項の表に次のように加える。

子育て支援センター	主任保育士、主査、主任、主事、副主任
-----------	--------------------

第28条の表中「園長」を「園長センター長」に、「場長、館長又は所長」

を「館長、所長、園長又はセンター長」に、「園務又は所務」を「保育所、認定こども園、おおぞら児童園又は子育て支援センターの事務」改める。

(伊勢市小俣保健センター条例施行規則の一部改正)

3 伊勢市小俣保健センター条例施行規則（平成17年伊勢市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(開館時間)

第2条 小俣保健センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

別表（第3条関係）

名称	開館時間	休館日
伊勢市明倫子子育て支援センター	午前10時から 午後3時まで	(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日 (2) 月曜日、金曜日、土曜日及び日曜日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで

伊勢市子育て支援センター きらら館	午前 9 時から 午後 4 時まで	(1) 祝日法に規定する国民の祝日の翌日（その日が祝日法に規定する国民の祝日である場合を除く。） (2) 月曜日（祝日法に規定する国民の祝日を除く。） (3) 12月28日から翌年1月3日まで
伊勢市しごう子育て支援センター	午前10時から 午後 3 時まで	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで
伊勢市二見子育て支援センター	午前10時から 午後 3 時まで	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 月曜日、金曜日、土曜日及び日曜日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで
伊勢市小俣子育て支援センター	午前 9 時から 午後 4 時まで	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 土曜日及び日曜日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで
伊勢市御園子育て支援センター	午前 9 時から 午後 4 時まで	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 土曜日及び日曜日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで

様式第1号（第4条関係）

伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室使用許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

次のとおり伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室の使用許可を申請します。

使用日時	年 月 日 午前 午後 時から 午前 午後 時まで	
使用目的	-----	

予定人数		
使用責任者	住所	
	氏名	
	電話	

様式第2号（第5条関係）

伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室使用許可書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



次のとおり伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室の使用を許可します。

使用日時	年 月 日 午前 時から 午前 時まで 午後 午後	
使用目的	-----	

予定人数		
使用責任者	住所	
	氏名	
	電話	
使用条件		

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和元年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第16号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- (4) 借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第22号）第1条に規定する基準に該当することを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の11の表子育て支援センターきらら館の項中「子育て支援センターきらら館」を「子育て支援センター」に改める。

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程(平成17年伊勢市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号オを次のように改める。

オ 子育て支援センター 伊勢市子育て支援センター条例(令和元年伊勢市条例第10号)第1条の規定により設置された子育て支援センターをいう。

附 則

この訓令は、令和元年11月1日から施行する。

市立伊勢総合病院当直規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 10 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第2号

市立伊勢総合病院当直規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院当直規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「及び臨床検査技師」を「、臨床検査技師及び一般事務員」に改め、同項第4号中「のうち一般事務員及び医療相談員」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 健診センター職員

第7条第1項第4号中「第3条第1項第4号に定める者」を「前各号に定める者以外のもの」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 10 月 3 日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第8救急診療手当の項支給額の欄を次のように改める。

患者1人につき3,000円。ただし、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師にあつては、患者1人につき1,000円（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条第1項第15号に規定する臨床研修指導医の指導の下で診療を行った場合に限る。）

附 則

この規程は、令和元年10月4日から施行する。

伊勢市告示第 52 号

指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和元年 10 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
有限会社 飛来不動産
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名 称 けあぷらん飛来
所在地 伊勢市一之木 5 丁目 18 番 21 号 ヒールコート一之木 A
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
令和元年 9 月 27 日（事業所廃止年月日：令和元年 10 月 31 日）
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

伊勢市告示第 53 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和元年 9 月 11 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	8 台
〃	令和元年 9 月 11 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	8 台
〃	〃	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	18 台
〃	令和元年 9 月 11 日 午後 3 時	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	8 台
〃	〃	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	2 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	2 台
計			46 台

2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 54 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 13 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 10 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和元年10月8日 午後1時	伊勢市役所北西駐輪場 (伊勢市岩淵1丁目地内)	2台
〃	〃	伊勢市役所南東駐輪場 (伊勢市岩淵1丁目地内)	3台
〃	〃	伊勢市役所東駐輪場 (伊勢市岩淵1丁目地内)	3台
〃	〃	中部電力前駐輪場 (伊勢市岩淵1丁目地内)	1台
計			9台

- 2 保管場所

伊勢市役所東駐輪場(伊勢市岩淵1丁目地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

伊勢市総務部管財契約課

電話番号 0596-21-5526

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

平成 30 年 9 月 1 日現在で調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の
縦覧日時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和元年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- 1 縦覧日時 令和元年 10 月 20 日（日）から 11 月 3 日（日）までの間、
毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧場所 伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東館 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本館 1 階守衛室)

伊勢市農業委員会告示第7号

伊勢市農業委員会第166回総会を次のとおり招集します。

令和元年10月8日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和元年10月15日(火)午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市公告第 34 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和元年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 35 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和元年 10 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和元年 11 月 6 日（水）13 時 00 分から 令和元年 11 月 19 日（火）23 時 00 分まで
	入札期間	令和元年 11 月 26 日（火）13 時 00 分から 令和元年 12 月 3 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和元年 12 月 10 日（火）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和元年 12 月 10 日（火）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,020,000 円	
公 売 保 証 金	110,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

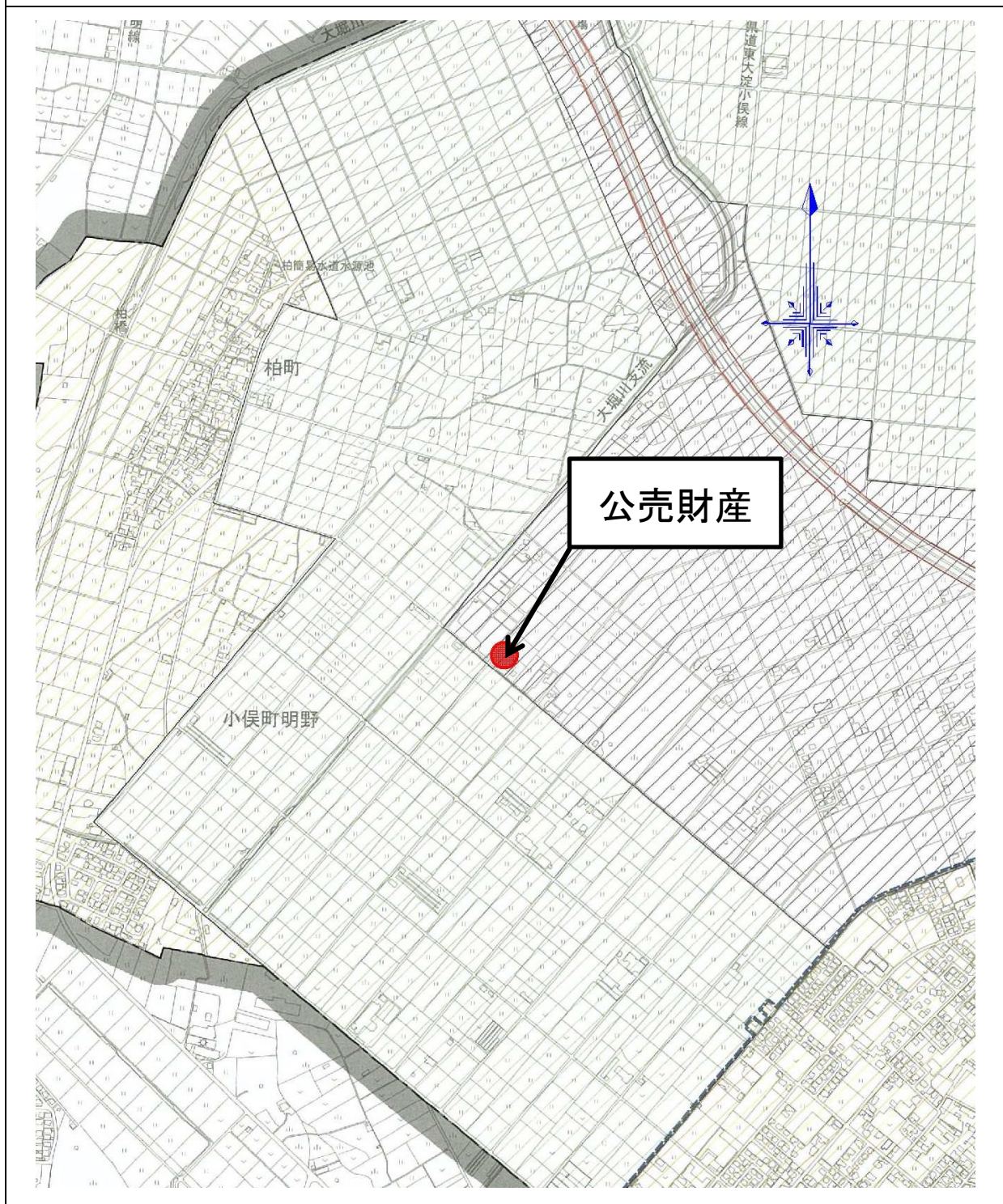
公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S31-2
公 売 財 産 の 表 示	(土地の表示) 所 在 伊勢市東大淀町字西大野 地 番 3729 番 1 地 目 雑種地 地 積 228 m ²
見積 価額	1,020,000 円
公売 保証金	110,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は伊勢市北西部郊外の国道 23 号南背後・県道東大淀小俣線西背後に立地する農地帯のなかに住宅・倉庫・工場などが点在する混在住宅地域に所在する。 4 公売財産は、令和元年 5 月 23 日現在、雑草が繁茂する現況平坦地勢の雑種地であり、簡易トイレの残骸 1 個が廃棄されている。 5 公売財産は北西側で市道（現況幅員約 4m 舗装）に接する。なお、公売財産以北は側溝排水等が未整備な道路状態である。 6 上水道の引き込みなし。（前面道路に給水管の敷設がなく、南方の市道よりの引き込みを要する） 7 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 指定建蔽率：60%、指定容積率：200% 特定用途制限地域（幹線道路沿道流通・業務地区） 航空法 高さ制限有り（進入表面） 8 消費税及び地方消費税は非課税財産である。

売却区分番号

S31-2

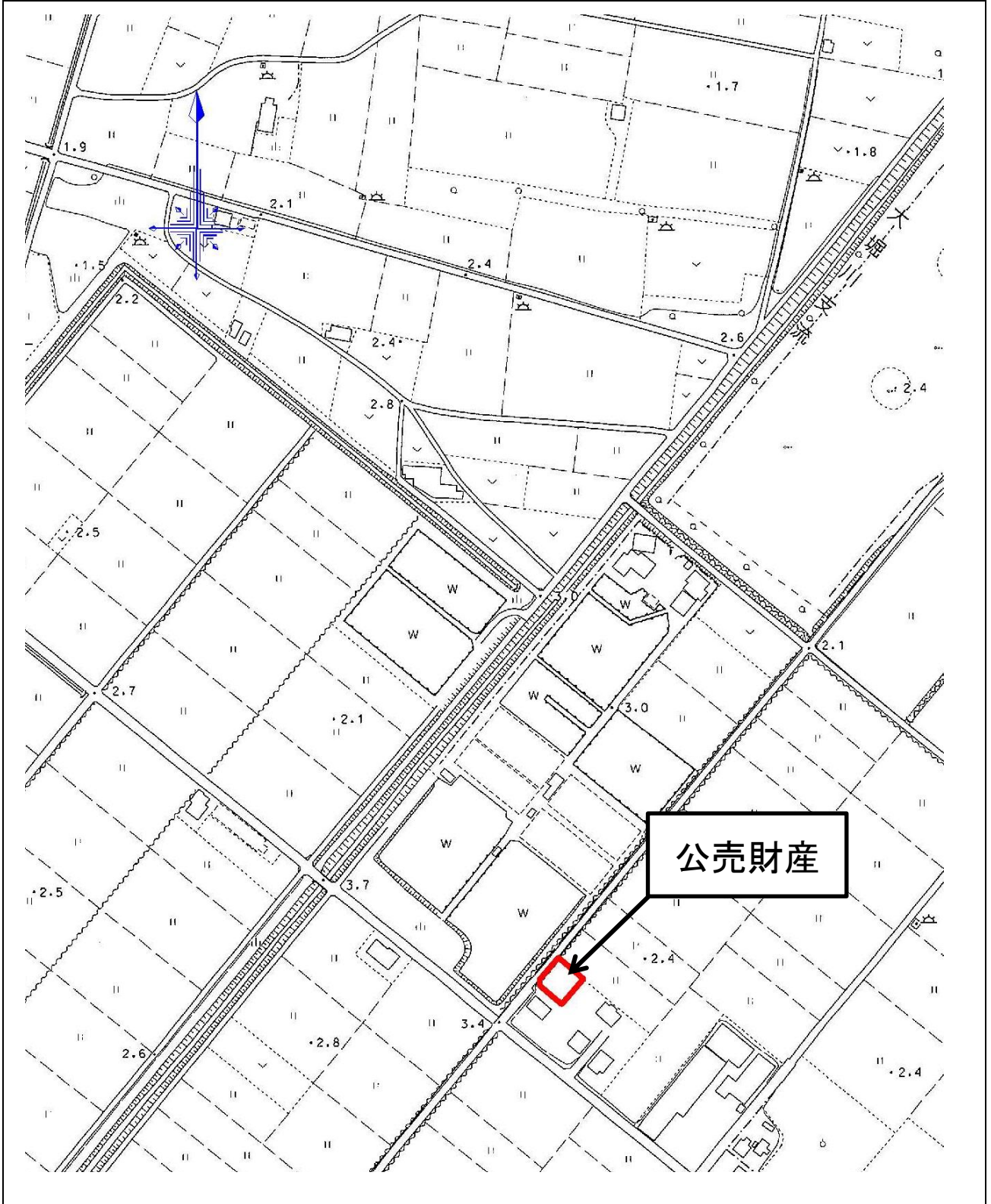
所在図



売却区分番号

S31-2

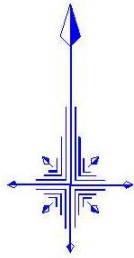
所在図



売却区分番号

S31-2

土地参考図(公図)



公売財産



売却区分番号

S31-2



売却区分番号

S31-2



伊勢市公告第 36 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和元年 10 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和元年 11 月 6 日（水）13 時 00 分から 令和元年 11 月 19 日（火）23 時 00 分まで
	入札期間	令和元年 11 月 26 日（火）13 時 00 分から 令和元年 12 月 3 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和元年 12 月 10 日（火）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和元年 12 月 10 日（火）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,380,000 円	
公 売 保 証 金	140,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S31-1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市小俣町宮前 地 番 20 番 1 地 目 畑 地 積 172 m²</p> <p>2 所 在 伊勢市小俣町宮前 地 番 20 番 2 地 目 畑 地 積 18 m²</p> <p>3 所 在 伊勢市小俣町宮前 地 番 20 番 3 地 目 畑 地 積 31 m²</p> <p>4 所 在 伊勢市小俣町宮前 地 番 21 番 地 目 畑 地 積 324 m²</p>
見積 価額	1,380,000 円
公売 保証金	140,000 円
公 売 条 件 等	<p>1 地目・地積は登記簿による。</p> <p>2 境界については、隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>3 公売財産は宮川左岸隣接の一環にあって、県道伊勢小俣松阪線西背後の住宅・工業等の混在地域内に所在する。</p> <p>4 公売財産は平成 30 年 12 月 3 日現在、雑木・灌木などが所在する長期の休耕放置畑としての利用である。</p> <p>5 公売財産は現況有効なる公道に接面しない無道路地であり、隣接・周辺より一段低位となる概ね平坦地勢下にある。</p> <p>6 公売財産の一部に工事残土等の処理部分があるが埋立過程等については不明である。</p> <p>7 公売財産の地目は畑であるが、伊勢市の農業委員会において‘非農地’と調査された。</p> <p>8 都市計画法 非線引都市計画区域 工業地域 指定建蔽率 60% 指定容積率 200%</p> <p>9 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</p>

売却区分番号	S31-1
--------	-------

所在図



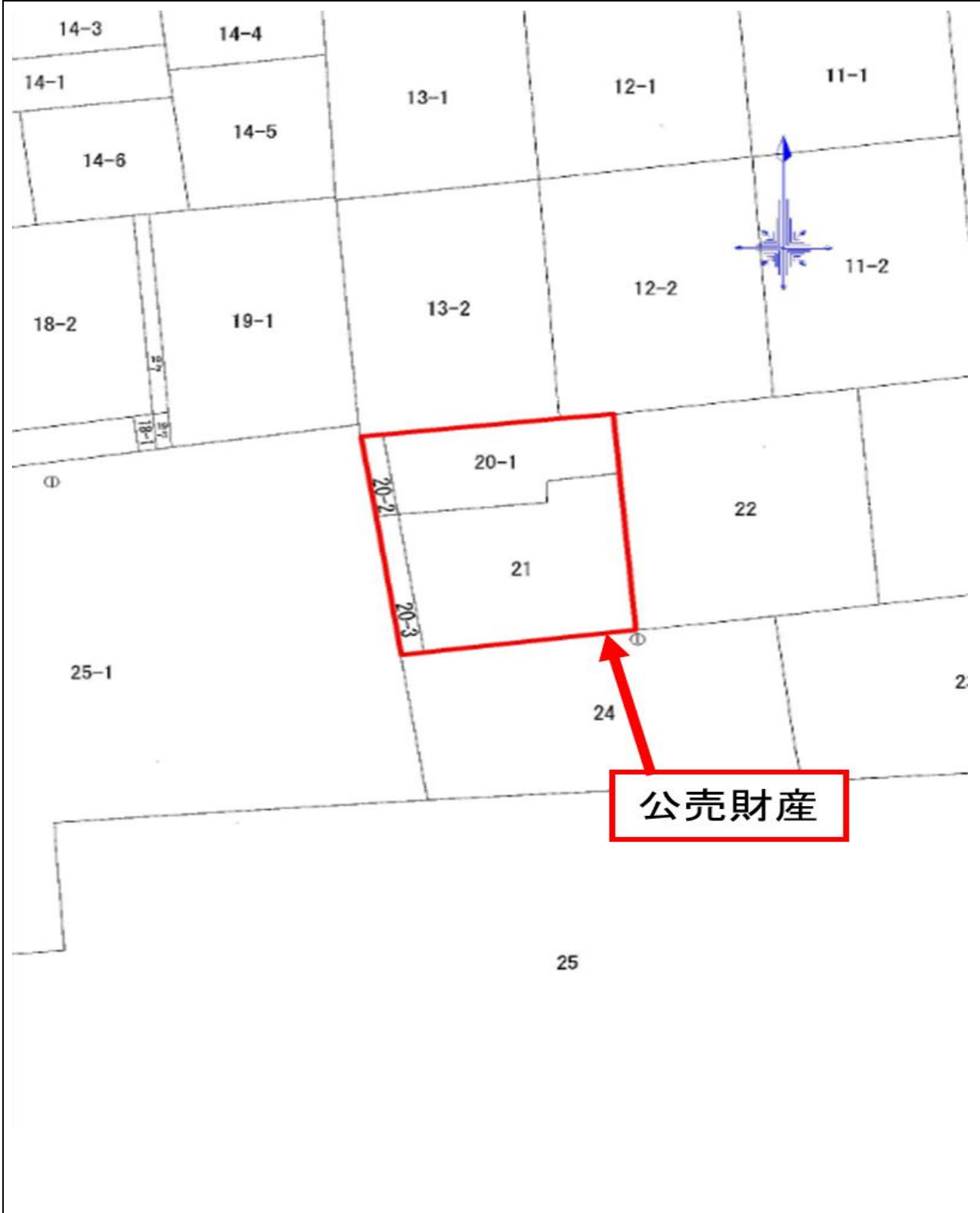
売却区分番号	S31-1
--------	-------

所 在 図



売却区分番号	S31-1
--------	-------

土地参考図(公図)



売却区分番号

S31-1



売却区分番号

S31-1

